

みずのめぐみ

ココ、なんの施設？

特集

下水道使用料が
改定されます

下水道使用料が改定されます

平成28年度
現在の下水道使用料
(1ヵ月分)

戸田市は平成12年の下水道使用料改定以来、16年にわたって現在の下水道使用料で事業を運営してきました。このたび、老朽化する施設の更新や震災等発生時の復旧に備えるため、平成29年4月1日から新たな下水道使用料となります。使用者の皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、本市の下水道を将来にわたり持続させていくため、ご理解をお願いいたします。

●改定の経緯

中・長期的な計画の策定

下水道は市民生活に不可欠なライフラインであり、将来にわたり持続させ、次世代に引き継いでいかななくてはなりません。

そこで、今年4月に今後の下水道事業の方向性を定めるため、計画期間10年間の「下水道ビジョン」と、個別計画として「アセットマネジメント基本計画」「中・長期事業計画」「経営計画」を策定しました。このなかで必要とされる事業を基に収支を試算した結果、使用料の改定が必要であると算定されました。

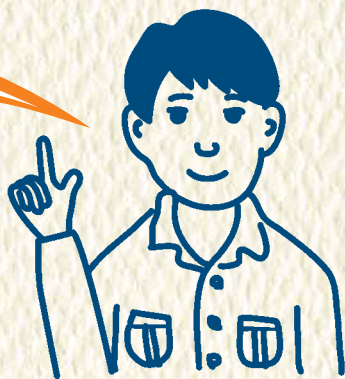
戸田市下水道事業の現状と使用料の改定

公営企業である下水道事業は、市の会計と別の会計を設け、汚水処理に係

る費用は下水道使用料で賄う独立採算

が原則とされています。しかし、本市では、この費用を使用料だけでまかなうことができず、市の一般会計からの補助金により赤字を補てんしていました。赤字補てんの額はこれまでも経営の効率化を図ることで、できるだけ圧縮してきたものの、平成27年度決算において約2億1千万円、平成28年度予算において約1億7千万円に達しています。

また今後、老朽化する施設等の大規模な改築更新、震災等発生時の復旧、未整備地区の整備等、多額の財源が必要となりますが、現在はそのための積立金が確保できていない状況です。さらに、事業の借金である起債残高は平成27年度決算値で約87億円に達しています。未来に向け安全で安心な下水道を次の世代に引き継いでいくためには、経営のさらなる健全化が求められています。



	汚水排除量	金額(1㎡当たり)
一般汚水	0㎡～10㎡	一律 648円
	11㎡～20㎡	12.96円
	21㎡～50㎡	59.40円
	51㎡～100㎡	76.68円
	101㎡～200㎡	84.24円
	201㎡～500㎡	104.76円
	501㎡～1,000㎡	118.80円
	1,001㎡～5,000㎡	146.88円
	5,001㎡以上	168.48円
公衆浴場汚水		21.60円

平成29年4月1日より下水道使用料が改定されます。 平均改定率は30%です。

一般家庭のモデルケースとして、1ヵ月で水量 20m³使用した場合の使用料は1,004円となり、
現行の777円から227円の改定となります。

使用料体系を見直し、全ての皆さまに負担していただく基本使用料と
汚水排除量に応じて負担していただく従量使用料とに区別しました。
従量使用料は汚水排除量が多くなるほど単価が上がる逓増制^{ていぞうせい}となっています。

平成29年
4月1日以降の
下水道使用料
(1ヵ月分)

下水道使用料の請求方法

2ヵ月に1度実施している水道メーターの検針結果を基に、水道と同じ水量を下水道の汚水排除量として下水道使用料を計算します。請求の際には水道料金と下水道使用料を合算した金額を請求させていただきます。

水道メーターの検針は2ヵ月に1度実施していますので、2ヵ月分をまとめて請求させていただきます。

	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	金額 (1m ³ 当たり)
一般汚水	648 円	1m ³ ～ 10m ³	11.88 円
		11m ³ ～ 20m ³	23.76 円
		21m ³ ～ 50m ³	82.08 円
		51m ³ ～ 100m ³	103.68 円
		101m ³ ～ 200m ³	114.48 円
		201m ³ ～ 500m ³	142.56 円
		501m ³ ～ 1,000m ³	162.00 円
		1,001m ³ ～ 5,000m ³	199.80 円
		5,001m ³ 以上	228.96 円
公衆浴場汚水			21.60 円

※上記の表は、消費税が加算された金額となっています。

下水道使用料の計算方法 計算例:2ヵ月で水量41m³使用した場合

STEP 1 検針票(水道使用量等のお知らせ)記載の水量を2つに分けて1ヵ月分の水量を求めます。2ヵ月分41m³→*1ヵ月分①21m³、1ヵ月分②20m³

STEP 2 使用料金表に従い①②それぞれの使用料を求めます。

1ヵ月分①		
基本使用料	—	648 円
従量使用料	0～10m ³	11.88 円×10m ³ =118.8 円
従量使用料	11～20m ³	23.76 円×10m ³ =237.6 円
従量使用料	21～50m ³	82.08 円×1m ³ =82.08 円
合計	21m ³ 使用	1,086.48 円

1ヵ月分②		
基本使用料	—	648 円
従量使用料	0～10m ³	11.88 円×10m ³ =118.8 円
従量使用料	11～20m ³	23.76 円×10m ³ =237.6 円
合計	20m ³ 使用	1,004.4 円

※ご注意(1)
検針票の水量が奇数の場合は、割り切れなかった分の水量を①に加えて1ヵ月分の水量とします。

STEP 3 ①②それぞれの使用料を合算した金額が請求させていただきます下水道使用料となります。

1ヵ月分① 1ヵ月分② 請求させていただきます下水道使用料

1,086.48円 + 1,004.4円 = 2,090円 (1円未満の端数切捨て)

※ご注意(2) 検針票には水道料金と下水道使用料を合算した金額が請求予定金額として表示されます。
(水道口径20mmで2ヵ月41m³(1ヵ月21m³と20m³)使用した場合の水道料金4,168円)
下水道使用料(2,090円) + 水道料金(4,168円) = 請求予定金額(6,258円)

「下水道ビジョン」を基に、学識経験者や市民で構成される「上下水道事業経営

す。そこで、「独立採算の確立」適切な積立金の確保、「起債残高の圧縮」を目指し、平均改定率30%の下水道使用料改定をお願いするものです。

議決までの経緯

審議会」に使用料改定の検討をお願いし、改定の方向性について答申をいただきました。その後、この方向性についてのパブリック・コメントを実施し、市民や事業者の皆さまから貴重なご意見が寄せられました。そして、9月の市議会で審議のうえ議決をいただいたところで

6 ページに、より簡単に下水道使用料を算出できる早見表を用意しました。

教えて! みずのさん



戸田市在住
知りたがりの中学生
めくみちゃん

どうして改定するの?
どのくらい変わるの?

1,004円

平成29年4月1日以降の
下水道使用料 1ヵ月分
(請求は2ヵ月毎となります)

227円の改定

事業の赤字を税金で補うのは、本来の原則に沿わないから、会計監査でも改善するよう求められているんだ。



そう、足りない分(赤字の分)は税金(一般会計からの補助金)で補っていたんだ。

のよね。



でも、今までは使用料だけでは足りてなかった

水処理に係る費用は使用料でまかなうことが原則となっているんだ。



戸田市の下水道事業は地方財政法と地方公営企業法に基づく公営企業なんだ。法律では公営企業は市の会計から独立し、使用料をはじめとする事業の収入により経費をまかなうことが定められているよ。下水道事業の場合は、汚



水処理に係る費用は使用料でまかなうことが原則となっているんだ。

来年の4月1日から下水道使用料が改定されるみたいね。
ところで、2、3ページの特集の中にあつた独立採算って何ですか?



これからもずっと安心して下水道を使うために使用料の改定が必要なんだね。

ところで、今回の改定で何が



そういうことになるね。できるだけ長く使えるように、いろんな工夫をして頑張っているんだけど、これまでに整備した下水道管や施設も、これから次々と新しくしていかなければならないんだ。ほかに、大規模地震など災害に備えるためにも積立金を確保する必要があるんだよ。



じゃあ、そろそろ下水道管の寿命が来るってこと?



戸田市の下水道事業は、事業を始めてから47年経ったんだけど、一方で、下水道管の耐用年数は約50年といわれているんだよ。



じゃあ、改善しないといけないのね。

2、3ページで施設の更新とかの説明があつたけど、更新ってそんなに必要かな?



大きなどころでは、基本使用料と従量使用料を明確に区別したんだ。

変わったの?



「基本使用料」と「従量使用料」って何?



基本使用料は水量に関係なく、どのお家も同じ金額で負担していただくものだよ。

一方で、従量使用料は水量によって負担していただく金額が変わるものなんだ。それに、水量が増えるのに従って使用料の単価が上がる逓増制(ていぞうせい)になっているよ。



どうして水量によって使用料が変わるの?

下水道使用料が改定されます

今回は、2、3ページで特集した下水道使用料の改定についてお話ししましょう。なぜ改定されるのか、改定後にご家庭の使用料がいくらぐらいになるのかなど、詳しく説明していきます。

戸田市上下水道の
情報エキスパート
みずのさん



平成28年度
現在の下水道使用料 1ヵ月分
(請求は2ヵ月毎となります)

777円

平均的な家庭の現在の
下水道使用料



下水道施設にかかる負担も減るしね！

に使用おうね。



そうだよ。でも、お水は大切な資源だから大事



え？ 改定した後でも、他のまちより安いのか？

ただ一番安いんだよ。

1ヵ月で20³m³使用した場合の使用料は1004円(税込)だよ。だから、これまでの777円(税込)と比較して227円の改定になるよ。それでも戸田市は、県内や東京23区と比べても、まだまだ一番安いんだよ。



改定後はいくらになるのかな。



うちは1ヵ月で20³m³使用しているんだけど、

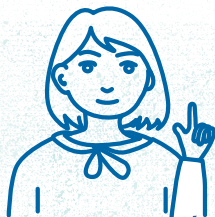
水量が増加すると下水道施設にかかる負担が大きくなるから、その分たくさんのお金が必要なんだ。だから、いっぱいお水を流したお家には、その分多くの負担をお願いすることになるよ。



水量が増加すると下水道施設にかかる負担

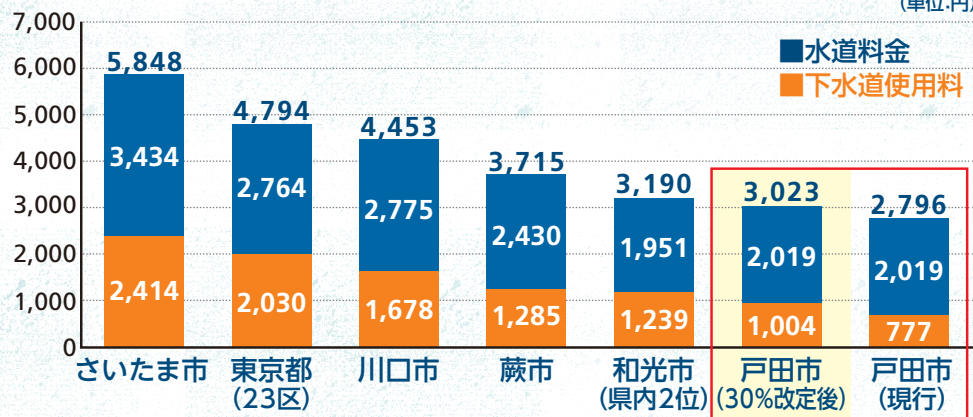
まとめ

今回下水道使用料が改定されても、他のまちより安いことが分かって、ちょっと安心しました。これからは、流すお水のこと意識してお水を使おうと！



一般家庭上下水道使用料金(水道口径20mm、20³m³/1ヵ月 税込み)

(単位:円)



戸田市の下水道使用料(20³m³/1ヵ月)は、30%の改定後も埼玉県内、東京都(23区)と比較して最も安い。

水道使用量等のお知らせ
Notice of water consumption

戸田市新曽南3丁目1番5号

水せん番号 (MIS) (お宅番号)

測定年月 平成28年10月

使用期間 平成28年10月1日～平成28年10月31日

この使用料と比べてみてください

《お申し込み方法》
検針票等のお知らせと併せて検針票等をお持ちお近くの金融機関にお問い合せ先みください。

《振替日》
検針月の翌月15日に振替します。残高不足等により振替が出来ない場合には、振替月の翌月15日に再振替をします。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は金融機関の営業日となります。

今月請求予定金額 (税別)
上水料金 84,670円
下水料金 20,621円
今月料金 (Next Payment) 85,291円

《振替日》
検針月の翌月15日に振替します。残高不足等により振替が出来ない場合には、振替月の翌月15日に再振替をします。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は金融機関の営業日となります。

0001-0013-0001-00
戸田市上下水道部お客様センター
TEL 048-229-4318



検針票(2ヵ月分)の水量から改定後の使用料がいくらになるかわかります。

下水道使用料早見表(2ヵ月分) 平成29年4月1日から 単位:水量(m³) 使用料(円・税込)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
0	1,296	20	1,533	40	2,008	60	3,650	80	5,292
1	1,307	21	1,557	41	2,090	61	3,732	81	5,374
2	1,319	22	1,581	42	2,172	62	3,814	82	5,456
3	1,331	23	1,604	43	2,255	63	3,896	83	5,538
4	1,343	24	1,628	44	2,337	64	3,978	84	5,620
5	1,355	25	1,652	45	2,419	65	4,060	85	5,702
6	1,367	26	1,676	46	2,501	66	4,142	86	5,784
7	1,379	27	1,699	47	2,583	67	4,224	87	5,866
8	1,391	28	1,723	48	2,665	68	4,307	88	5,948
9	1,402	29	1,747	49	2,747	69	4,389	89	6,030
10	1,414	30	1,771	50	2,829	70	4,471	90	6,112
11	1,426	31	1,794	51	2,911	71	4,553	91	6,194
12	1,438	32	1,818	52	2,993	72	4,635	92	6,276
13	1,450	33	1,842	53	3,075	73	4,717	93	6,359
14	1,462	34	1,866	54	3,157	74	4,799	94	6,441
15	1,474	35	1,890	55	3,240	75	4,881	95	6,523
16	1,486	36	1,913	56	3,322	76	4,963	96	6,605
17	1,497	37	1,937	57	3,404	77	5,045	97	6,687
18	1,509	38	1,961	58	3,486	78	5,127	98	6,769
19	1,521	39	1,985	59	3,568	79	5,209	99	6,851

平成28年9月に開催された平成28年第4回戸田市議会定例会において、上下水道事業の平成27年度決算が認定されました。

Column

収益的収支：1年間でどれだけ利益が出たのか、損が生じたのかわかります。いずれの事業も収入は皆さまからいただいた水道料金、下水道使用料などです。水道事業では約2億6,083万円の純利益が生じましたが、下水道事業では約6,254万円の純損失が生じました。

しています。収入は主に企業債などの借金です。水道事業では新たな借金をしていませんので負担金収入などがわずかにあるだけです。いずれの事業も支出に対して収入が不足していますが、純利益や減価償却費などの内部留保資金などで補てんしました。

単位(千円)

水道事業		
収益的収入(税抜)	水道事業収益 計	2,488,954
	1. 水道料金	2,016,316
	2. 分担金等	336,058
	3. その他	136,580
収益的支出(税抜)	水道事業費用 計	2,228,125
	1. 県から水を買う費用	787,853
	2. 減価償却費	674,506
	3. 水を送り届ける費用	511,421
	4. 借入金の利息	136,530
	5. 人件費	117,815
純利益		260,829
資本的収入(税込)	資本的収入 計	35,124
	1. 工事負担金	26,593
	2. その他	8,531
資本的支出(税込)	資本的支出 計	904,808
	1. 工事等費用	517,541
	2. 借入金元本の返済	387,267
不足額		△ 869,684

下水道事業		
収益的収入(税抜)	下水道事業収益 計	2,608,584
	1. 下水道使用料	1,004,436
	2. 負担金・補助金	969,337
	3. その他	634,811
収益的支出(税抜)	下水道事業費用 計	2,671,127
	1. 減価償却費	1,289,191
	2. 県へ支払う負担金	555,670
	3. 施設を維持するための負担金	555,035
	4. 借入金の利息	211,989
	5. 人件費	59,242
純損失		△ 62,543
資本的収入(税込)	資本的収入 計	1,061,614
	1. 企業債	896,800
	2. 国・県補助金	97,030
	3. 工事負担金	45,433
	4. その他	22,351
資本的支出(税込)	資本的支出 計	1,798,383
	1. 建設改良費	1,128,283
	2. 借入金元金の返済	670,100
不足額		△ 736,769

※資本的収入が資本的支出に不足する額は純利益や減価償却費などの内部留保資金などで補てんしました。

活動報告

6月1日(水)～7日(火)

水道週間

市役所ロビーに展示しました

毎年6月1日から6月7日まで、水道事業のPRが全国で行われる水道週間。今年は市役所2階ロビーで上下水道に関する展示を、市内3駅では口座振替推進キャンペーンを行いました。

6月18日(土)

戸田市上下水道事業市民フォーラム・施設見学会

はじめての施設見学会です

6月18日(土)に戸田市上下水道事業市民フォーラム・施設見学会を開催しました。

戸田市民大学認定講座である市民フォーラム「これからの上下水道事業を公営企業の視点から考える」には多くの方にご参加いただきました。

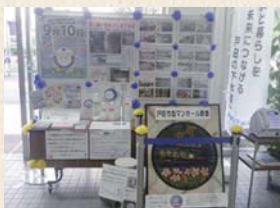
また、フォーラム終了後第2部では上下水道の施設見学会を行い、普段見ることのできない施設の内部をご案内しました。



9月5日(月)～11日(日)

下水道に関する展示

ご存知ですか？ 9月10日は「下水道の日」です！



市オリジナルのデザインマンホールや工事の様子、お子様向けの実験コーナーなど下水道に関する展示を新曽南庁舎で行いました。実験コーナーのクイズはみんな大正解でした。あまり馴染みのない下水道ですが興味を持って頂けましたか？

10月15日(土)

荒川・下水道フェスタ2016

上下水道ブース 初出展！

笹目の荒川水循環センターで開催された「下水道フェスタ」では、上下水道クイズ、輪投げを行いました。クイズでは市が実施した浸水対策工事や漏水調査について紹介しました。



10月24日(月)

「災害等における緊急時の協力に関する協定」を締結

災害対応力を強化しました

戸田市と上下水道事業包括委託の受託者である日立製作所・第一環境・日立プラントサービス共同企業体は、10月24日「災害等における緊急時の協力に関する協定」を締結しました。この協定により、地震・その他の災害や事故などの緊急時に、給水活動の支援や、上下水道施設の復旧対応等への協力を企業体に要請することが可能となりました。



News & Topics

●戸田市上下水道部からニュースとお知らせ

戸田市下水道使用料の改定パブリック・コメント

6月1日から7月1日まで戸田市下水道使用料の改定(案)についてパブリック・コメントを実施しました。市民の皆さまから貴重なご意見を合計10件いただきました。ありがとうございました。

下水道使用料改定についての詳しい内容については特集記事2～6ページをご覧ください。

水質検査結果を公表しています

市では水道法に基づき、毎月水質検査を実施し、水質の安全性を確認しています。検査結果はホームページで公開しています。

ホームページ

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-sisetuka-suisitu-top.html>

工事のご案内

安全で安定した水道水の供給や公衆衛生の向上・浸水被害の軽減のため、市では水道工事や下水道工事を行っています。工事場所については市のホームページに掲載してお知らせしています。



応急給水拠点のお知らせ

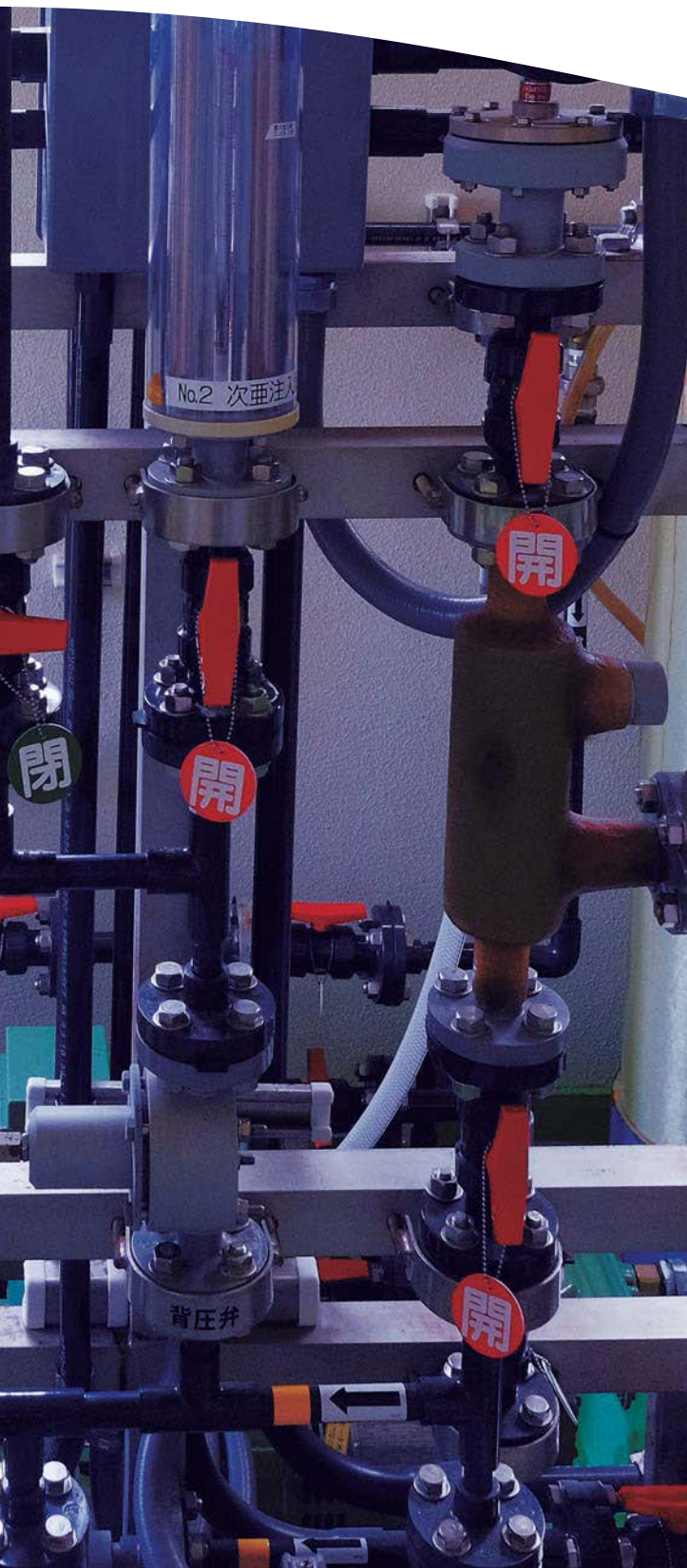
西部浄水場(笹目2-23-25)・東部浄水場(中町2-21-15)に応急給水拠点を示すお知らせ案内を設置しました。この2つの浄水場は災害が起きた際の給水拠点となります。



●今後も「信頼される上下水道事業」、「環境にやさしいクリーンな上下水道事業」を目指し、積極的な活動を実施していきます!!

次亜塩素素注入設備 答え (西部浄水場)

市内の井戸から取水した水を消毒するための薬品(次亜塩素酸ナトリウム)を注入する設備です。水道水はきちんと消毒したものでなければいけないと水道法で定められており、井戸水はこの設備によって安全な水になります。注入を正確に行うためには、多数の計測機器やバルブが必要であり、このように複雑な配管になっています。



水道メーターは交換が必要です

水道メーターは、使用水量を常に正確に測定するため、計量法により8年以内に新しいメーターに交換することが義務付けられています。そのため、市では水道メーターの交換を定期的に行っています。水道メーターの交換は市が委託した業者が事前にチラシ等でご案内してから行います。交換はご不在時でも実施しますが、交換後に水が濁ったり、空気が混じったりすることがありますので、通常の状態に戻るまで水を出してからご使用ください。(ご不明な点は水道施設課までご連絡ください。)

漏水は誰が修理するの？

宅地内にある水道管はお客様の所有物のため、維持管理や修理はお客様で行うことになります。漏水修理を行う場合は、戸田市指定給水装置工事業者に依頼してください。(水道メーターより道路側で漏水している場合は、市が修理しますので水道施設課までご連絡ください。)

漏水を発見したときは？

家の中などで漏水

[水道メーターから蛇口までの部分]

修理費用はお客様の負担となります。

戸田市指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。また、共同住宅などにお住まいの方は、管理会社へ連絡してください。
※指定給水装置工事業者一覧は、水道施設課ホームページでご覧いただけます。

戸田市指定給水装置工事業者一覧

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/suisetuka-sitekouji-list.html>

水道施設課 ☎048-229-4638

道路などで漏水

[水道メーターから道路側の部分]

戸田市で修理します。

水道施設課までご連絡ください。

ご家庭の漏水チェックをしましょう

パイロットマーク

- 1 家中の蛇口を全部閉めましょう。
- 2 水道メーターの銀色のコマ(パイロットマーク)を確認しましょう。

※コマが回っていたら家の中で漏水している可能性があります。



編集・発行
戸田市上下水道部

電子メール sui-gyomu@city.toda.saitama.jp

ホームページ <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/>

〒335-0026

戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎 4階

電話048-229-4606 FAX048-444-1609

ホームページを
リニューアル
しました!